

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和7年11月16日 13時40分頃 |
| 発生場所 | 愛知県南知多町篠島西岸 篠島港西防波堤灯台から真方位121°140m付近 (概位 北緯34°40.6′ 東経137°00.0′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート一進丸は、航行中、暗岩に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和7年11月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート 一進丸、5.7トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 240-22610愛知、西部運輸株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部船底に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、三重県鳥羽市^{とうし}答志島沖での釣りを終え、愛知県西尾市寺津漁港の係留場所に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、本船が約12～13ノットの対地速力で南知多町^{ひろがめ}広亀島西北西方沖を北進中、周囲に航行の支障となる他船がないことを確認した後、いつしか居眠りした。</p> <p>北進中の本船は、広亀島北北西方沖において、右回頭を開始した。</p> <p>本船は、右回頭を続けて篠島西岸の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げた。船長は本船が乗り揚げた衝撃によって目を覚ました。</p> <p>船長は、海上タクシーによって救助された。</p> <p>本船は、その後、南知多町所在の漁業協同組合所属の漁船に引き出され、寺津漁港に戻された。</p> <p>船長は、事故発生場所付近の航行経験が年間約20回あり、今まで操船中に居眠りをしたことがなかった。本事故当時、広亀島西方沖において本船を北進させていた時は記憶があったが、その後、本船が乗り揚げるまでの記憶がなかった。</p> <p>船長は、ふだん、約6時間の睡眠をとっており、本事故前日の睡眠時間は約5時間であったが、出航時及び釣りを終えて帰航する際、眠気を感じていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.3mであった。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>分析</p> | <p>船長が、手動操舵で操船中、広亀島北北西方沖から先の記憶がなく、本船の乗揚直後に目を覚ましたことから、この間、居眠りしていたものと考えられる。</p> <p>本船は、乗揚前に右回頭していたことから、船長が、居眠り中、舵輪を無意識に右に回していた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、釣り等による疲労や釣りを終えて帰港する際、周囲に通航船舶がいなかったことから、気が緩んで居眠りした可能性があると考えられる。</p> <p>これらのことから、本船は、航行中、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、航行中、船長が居眠りしたため、広亀島北北西方沖において、右回頭して本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操船中、眠気を催した際は、同じ姿勢を続けることなく、風に当たったり、体を動かしたり、コーヒーを飲んだりして居眠りを防止すること。 ・ 船長は、前記の居眠り防止措置に効果がないと感じた場合、無理に操船を継続せず、周囲の安全が確認できる場所で船を停船させて仮眠等の休息をとること。 |